

マルナカまんのう店 (No.1102)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 15 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号											
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカまんのう店 所在地 仲多度郡まんのう町大字吉野下字林 1148 番 1 ほか											
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名											
	【変更前】											
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 マルナカ</td><td>高松市円座町 1001 番地</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	平尾 健一				
	名称	住所	代表者氏名	備考								
株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	平尾 健一										
【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 株式会社 マルナカ</td><td>①高松市円座町 1001 番地</td><td>①齋藤光義</td><td>①R元.9.10 代表者変更</td></tr><tr><td>②マックスバリュ 西日本株式会社</td><td>②広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>②平尾健一</td><td>②R3.3.1 合併による小売業者の変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	① 株式会社 マルナカ	①高松市円座町 1001 番地	①齋藤光義	①R元.9.10 代表者変更	②マックスバリュ 西日本株式会社	②広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	②平尾健一	②R3.3.1 合併による小売業者の変更
名称	住所	代表者氏名	備考									
① 株式会社 マルナカ	①高松市円座町 1001 番地	①齋藤光義	①R元.9.10 代表者変更									
②マックスバリュ 西日本株式会社	②広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	②平尾健一	②R3.3.1 合併による小売業者の変更									
変更の年月日	上記備考欄のとおり											
変更する理由	上記備考欄のとおり											

2 届出年月日 令和 3 年 6 月 23 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び まんのう町地域振興課

縦覧期間： 令和 3 年 7 月 15 日から令和 3 年 11 月 15 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 3 年 11 月 15 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町地域振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ